音更町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

音更町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年音更町条例第４５号）の一部を次のように改正する。

目次中「第５章　雑則（第１６条）」を「第５章　音更町災害弔慰金等支給審査委員会（第１６条―第１８条）
第６章　雑則（第１９条）」に改める。

第１６条を第１９条とする。

第５章を第６章とし、第４章の次に次の１章を加える。

第５章　音更町災害弔慰金等支給審査委員会

（災害弔慰金等支給審査委員会の設置）

第１６条　町長は、法第１８条の規定に基づき、音更町災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の担任する事項）

第１７条　委員会は、町長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する。

（委員会の組織）

第１８条　委員会は、委員５人以内をもつて組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（１）医師

（２）弁護士

（３）その他町長が必要と認める者

３　委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱に係る事項に関する調査審議が終了した日までとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。